

---

# 専門支援機能・機関に係る検討

---

令和7年12月15日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



# 目 次



- 1. 専門支援機能・機関に関するこれまでの検討状況**
- 2. 支援の具体化**
  - ① 支援体系**
  - ② 支援内容**
- 3. 具備要件を満たす機関・組織についての考察**

---

## 1. 専門支援機能・機関に関する これまでの検討状況

---

# 環境省、専門支援機関、被災自治体の主な役割

※第1回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料を抜粋し、一部修正

- 環境省本省が全国レベルの支援、地方環境事務所がそれぞれの地域ブロック内の支援、被災自治体（市町村・都道府県）が自区域内での災害廃棄物処理を行うのに対し、専門支援機能（機関）は、**環境省による被災自治体への支援を補完**することにより、**被災自治体における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。**

	本省	地方環境事務所	専門支援機関	被災自治体（市町村・都道府県）
平時	<p>■<b>全国共通の対応基盤の整備</b></p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国共通の指針やマニュアル等を整備</li> <li>災害廃棄物対策に必要な各種支援ツール等の整備</li> </ul>	<p>■<b>地域ブロック単位の対応基盤の整備</b></p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ブロック行動計画の整備</li> <li>地域ブロック内の自治体の災害廃棄物処理計画策定・改定状況の管理</li> <li>自治体における災害廃棄物対策に係る訓練・研修等の企画立案・進捗管理</li> </ul>	<p>■<b>各自治体の対応基盤の整備に向けた支援・知見の提供</b></p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の災害廃棄物処理計画策定・改定の支援</li> <li>災害支援協定締結等の支援</li> <li>自治体における災害廃棄物対策に係る訓練・研修等の実施支援（教材作成、日程調整、運営）</li> </ul>	<p>■市町村・都道府県区域内の対応基盤の整備</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害廃棄物処理計画の策定・改定</li> <li>■災害支援協定の締結</li> <li>■災害廃棄物対策に係る訓練・研修等の実施</li> </ul>
発災時	<p>■<b>災害対応の全体総括・監督</b></p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等への支援要請</li> <li>災害廃棄物処理・廃棄物処理施設復旧等への財政支援</li> </ul>	<p>■<b>被災自治体への技術的助言</b></p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災時に都道府県・市町村が策定する災害廃棄物処理実行計画の策定方針に係る意思決定支援（広域処理の要否・体制、処理方針、処理期間の設定等）</li> <li>地域ブロックでの広域連携処理の要請・調整</li> <li>災害査定</li> </ul>	<p>■<b>全国的な知見に基づく被災自治体への各種支援</b></p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災自治体の被害状況の確認、災害廃棄物発生量推計の実務支援</li> <li>被災自治体のニーズ把握や人的・技術支援のマッチング・派遣調整</li> <li>被災自治体の公費解体・災害廃棄物処理に係る発注・契約・施工管理等各種事務支援</li> <li>国の統括支援事務等の支援</li> </ul>	<p>■市町村・都道府県区域内の災害廃棄物処理の実施</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の確認</li> <li>災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>災害廃棄物の収集、運搬、処理の実施</li> <li>公費解体の実施</li> <li>災害報告書の作成</li> </ul>

# 専門支援機能・機関の「平時」の役割・業務

※第2回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会における議論を反映（赤字箇所）

## A. 被災自治体に対する国による発災時の支援に係る平時の管理・運営や全国共通の対応基盤の整備

### 1. 人材バンクの管理・運営

### 2. D.Waste-Netの管理・運営

### 3. 災害廃棄物に関する技術・システム的な研究・開発

### 4. 災害廃棄物処理管理システム、GISの管理・運営

- ・既存廃棄物処理情報の集約、更新
- ・災害時に役立つデータの収集（避難所、石綿物件等）
- ・地図データの活用、自治体の既存システムとの連携
- ・災害時の円滑なシステム運用に向けた研修・訓練

### 5. これまでの災害のデータ・知見蓄積

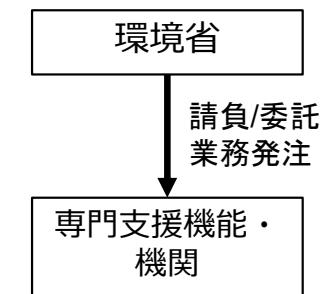
- ・発生量、組成割合
- ・災害ごと、支援団体ごとの支援実績の整理

### 6. 広報、情報発信

### 7. 危険物・適正処理困難物の処理支援

### 8. 研修・訓練パッケージの構築・運営

- ・行政職員向け、レベル別のe-ラーニングの構築・運営
- ・研修・訓練のパッケージ構築



## B. 個別自治体での対応が困難な事業に関する自治体への支援

### 1. 自治体の平時の災害廃棄物対策に係る発注・契約・契約監理支援

### 2. 災害廃棄物処理計画に係る技術的助言

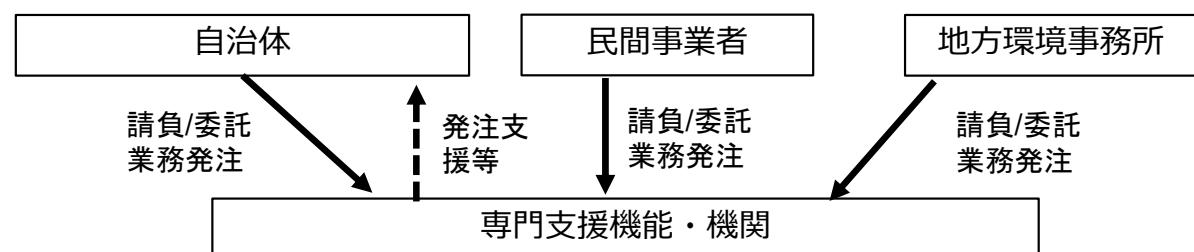
- ・広域連携、共同策定の支援
- ・モデル事業の成果の全国展開

### 3. 災害支援協定の締結支援

- ・協定内容、締結先候補の助言
- ・自治体、都道府県団体等との広域連携の促進
- ・地域ブロックを超えた広域連携の促進

### 4. 自治体・事業者等向けの研修・訓練

- 全国共通的な災害廃棄物対応基盤構築を前提とした
- ・自治体間・地域ブロック間の連携に資する研修・訓練の実施
  - ・ボランティア、民間事業者等への研修の実施



# 専門支援機能・機関の「発災時」の役割・業務

※第2回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料を抜粋し、一部修正



発災直後

## 1. 初動期現地調査チームの運営

- ・環境省統括の下、支援団体と調整しチーム組成
- ・必要な支援内容・規模の把握
- ・早期の支援体制構築

## 2. 災害廃棄物処理進捗管理システムの提供・運用

- ・災害廃棄物処理に係る各種情報の一元管理
- ・ボトルネックの把握により支援・受援体制を強化

## 3. 被災自治体への災害廃棄物処理実行計画作成支援

- ・災害廃棄物処理計画作成に必要となる、被害情報等の各種情報や過去災害のデータ・知見を提供

## 4. 技術的・人的支援のマッチング・調整

- ・受援側（被災自治体）のニーズ把握
- ・DWN、人材バンク、短期応援職員等の調整

発災 2 週間  
程度

## 5. 発注・契約・施工管理等の各種事務支援

- ・被災自治体の多岐にわたる調整・事務を補助、代行

発災 1 か月後  
以降

## 6. 被災自治体への災害報告書作成支援

- ・災害報告書作成に必要となる、被害情報等の各種情報や過去災害のデータ・知見を提供

# 専門支援機能・機関に求められる具備要件

※第2回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料を抜粋



・前述の役割・業務の具体化をもとに、専門支援機能・機関に求められる具備要件を以下のとおり整理

- I. 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、環境、法務、財務、電気、DX等）が必要）がある。
- II. 多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤がある。
- III. 現地支部を発災早期に設置するなど、全国的な対応が可能な組織である（発災時の十分な人員確保の観点から、災害対応専門組織でない方が望ましい）。

<以下、今回追加>

- IV. 国の施策の確実な遂行、各種データ・知見の蓄積やその情報の効果的な発信の観点から、国と一体となって事業を行うことができる。
- V. 個人情報保護等の観点から、秘匿性の高い情報の取り扱いの実績がある。
- VI. 廃棄物に関する情報一元管理システムの構築・運営実績がある。
- VII. 行政機関の発注代行支援実績や廃棄物処理施設に係る工事、維持管理運営に係る業務の発注実績がある。
- VIII. 以下の実績又は能力を有する。
  - 全国を対象とした過去からの網羅的かつ連続したデータの蓄積が必要であり、膨大な量の情報の取り扱いの実績又は能力がある。
  - 自治体、民間事業者等向けの研修・訓練を実施した実績又は能力がある。
  - 廃棄物処理におけるデジタル技術活用実績又は能力がある。
  - 大規模災害・複合災害における災害廃棄物処理に関する実績又は能力がある。

## 本日の検討事項

### ✓ 支援の具体化（支援体系、支援内容）

第2回検討会における委員からの御意見

- ・複数の都道府県が同時に被災した時の動き方を含めた支援イメージの検討が必要。
- ・平時の業務と発災時の支援がどうリンクするのか、パターンごとの課題、支援内容を整理してはどうか。
- ・一つの機関でこれだけ幅広いことができるか。いくつかの専門的な分野に絞り、対応した方がよいのではないか。
- ・既存の支援方式（自治体間協定など）との関係性はどうなるか。
- ・他省庁との連携においてどう関わるのか。

### ✓ 具備要件を満たす機関・組織についての考察

第2回検討会における委員からの御意見

- ・国の特殊会社であり、東日本大震災時に発生した除染土壌や廃棄物の中間貯蔵事業やPCB処理事業の経験を持つ、中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）が有力な候補の一つではないか。
- ・JESCO以外に候補先となり得る機関・組織はあるか。

---

## 2. 支援内容の具体化

### ① 支援体系

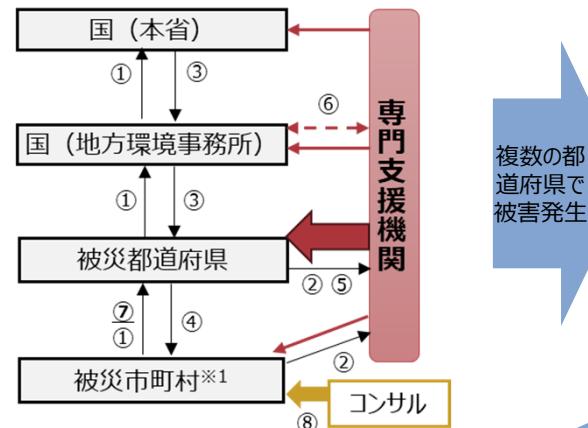
---

## 発災時の支援イメージ（改）

大

**パターン2** 都道府県内の複数市町村に被害が発生し、都道府県への事務委託が実施される場合  
(例：熊本地震)

事務委託を受けた被災都道府県へ専門支援機能・機関を派遣し支援

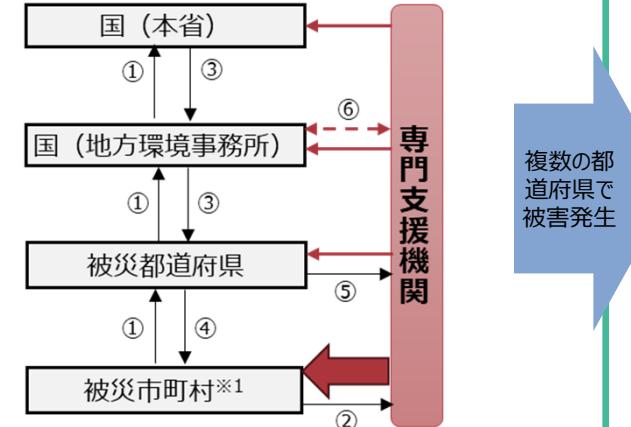


被害範囲

狭い

**パターン1** 市町村における局所的な被害の場合  
(例：令和5年能登半島地震における珠洲市)

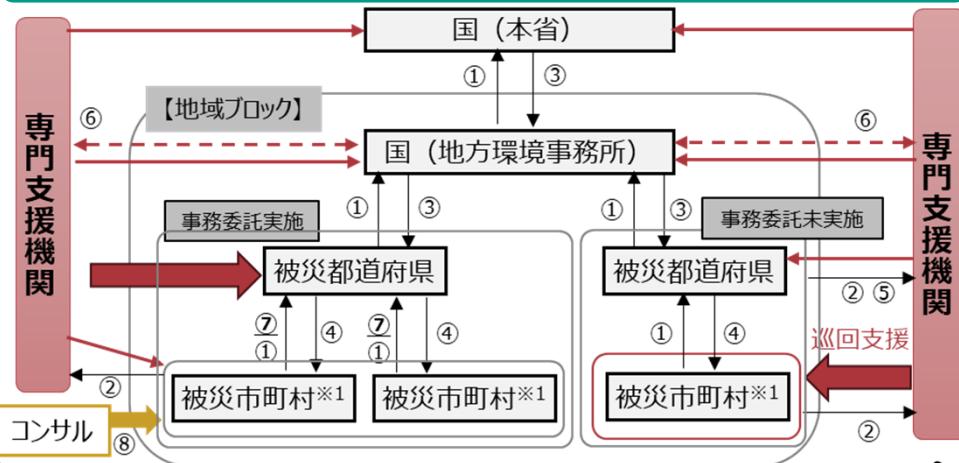
被災市町村へ専門支援機能・機関を派遣し支援



被害規模

**パターン4** 地域ブロック、全国にパターン1、2の被害が広がる場合  
(例：平成30年7月豪雨、令和6年能登半島地震)

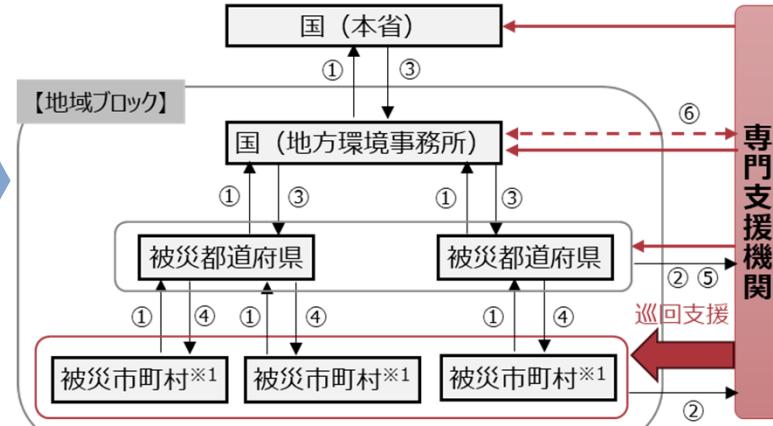
被災地域ブロックごとに専門支援機能・機関を派遣し、事務委託を受けた被災都道府県を支援・事務委託未実施の被災市町村を巡回支援



広い

**パターン3** 地域ブロック、全国にパターン1の被害が広がる場合  
(例：令和7年8月から9月の豪雨等及び台風)

被災地域ブロックごとに専門支援機能・機関を派遣し、被災市町村を巡回支援



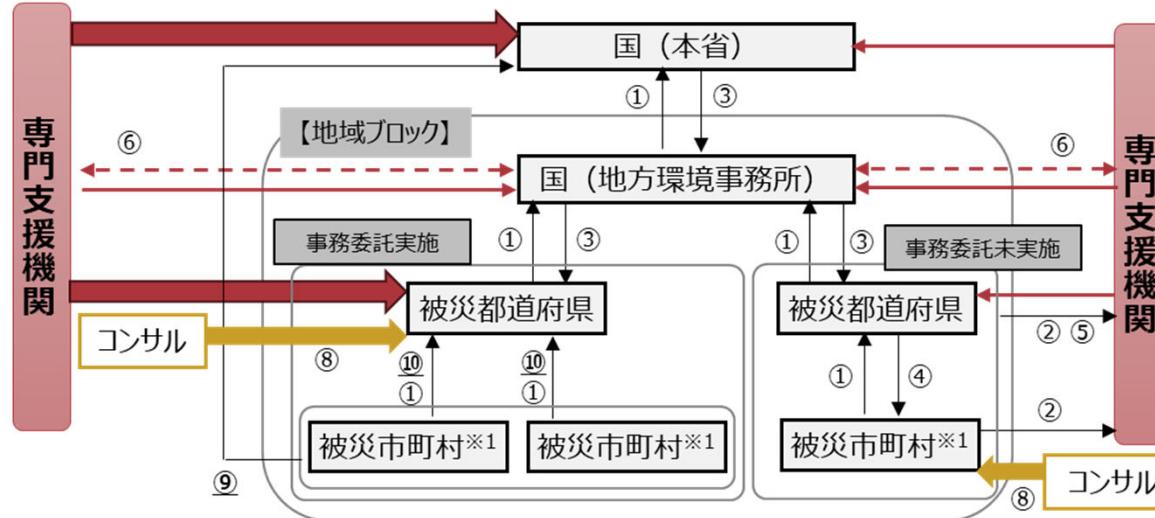
①	被害情報の提供
②	支援ニーズ、進歩情報の提供
③	・人的・技術的・財政的支援 ・進歩管理
④	・人的・技術的支援 ・環境省現地支援チーム以外の支援者の調整 ・進歩管理
⑤	支援者情報の共有
⑥	派遣先等について連携して対応
⑦	一部又は全部の市町村業務の事務委託
⑧	現地確認、発注支援、進歩管理支援等

\*1 被災市町村には政令市・中核市・特例市を含むが、現在検討中の「(今後)災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方」のうち、「地方自治体又は国の判断」に資する目安の中には、自治体の組織体制や規模を反映することを想定しており、それらを考慮して専門支援機能・機関の支援が行われる。

## 発災時の支援イメージ（改）②

**パターン5 環境大臣の代行を含む甚大な被害の場合（例：東日本大震災）**

国が行う処理への支援と事務委託を受けた被災都道府県へ専門支援機能・機関を派遣し支援

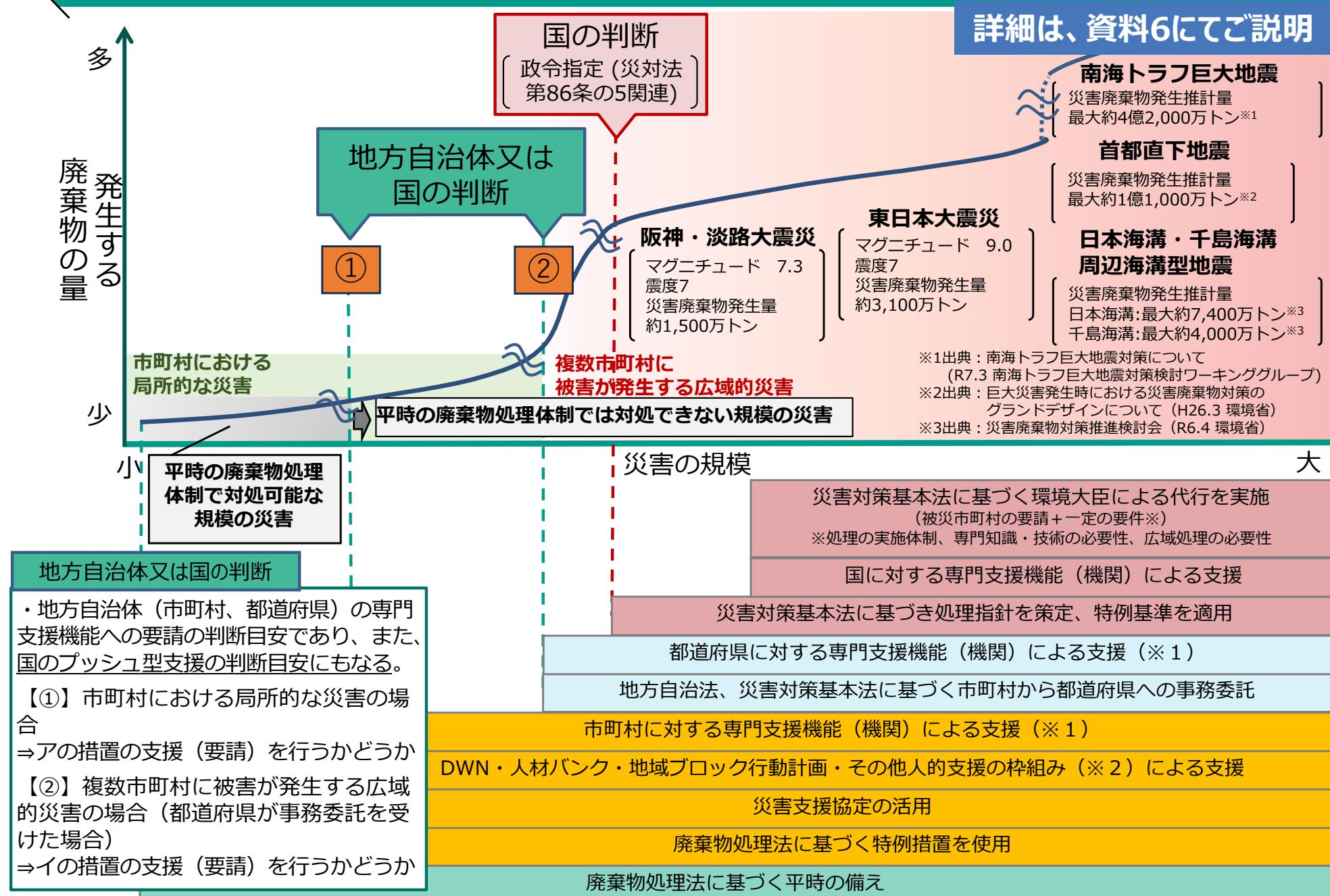


①	被害情報の提供
②	支援ニーズ、進捗情報の提供
③	・人的・技術的・財政的支援 ・進捗管理
④	・人的・技術的支援 ・環境省現地支援チーム以外の支援者の調整 ・進捗管理
⑤	支援者情報の共有
⑥	派遣先等について連携して対応
⑦	<u>一部又は全部の市町村業務の事務委託</u>
⑧	現地確認、発注支援、進捗管理支援等
⑨	<u>一部又は全部の市町村業務の国代行</u>
⑩	<u>一部の市町村業務の事務委託</u>

段階	発災時の役割	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
発災直後～	初期現地調査チームの運営	対 市町村への支援	対 都道府県への支援 (都道府県と協議の上、派遣市町村を決定)	対 市町村への支援	対 地域ブロックへの支援 (地域ブロック協議会、都道府県と協議の上、派遣市町村を決定)	対 国への支援 (国の指示で、派遣市町村を決定)
	進捗管理システムの提供・運用				対 国・都道府県・市町村への支援	
	災害廃棄物処理実行計画の作成支援				対 都道府県・市町村への支援	
	技術・人的支援のマッチング・調整	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 国・都道府県への支援
発災2週間程度～	発注・契約等の事務支援	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 国・都道府県への支援
発災1か月程度以降	災害報告書の作成支援			対 都道府県・市町村への支援		
	災害廃棄物処理実務支援					対 国への支援

# 参考：（今後）災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

※第2回災害廃棄物対策推進検討会 資料5「制度的対応の検討状況について」より再掲



※1 災害の規模・種類や被災自治体の規模・体制に応じて、市町村ではなく、都道府県に対する専門支援機能（機関）による支援を実施

※2 環境省所管以外の支援制度・枠組みを指す（例：中長期職員派遣制度（総務省）、地方三団体や都道府県からの応援）

---

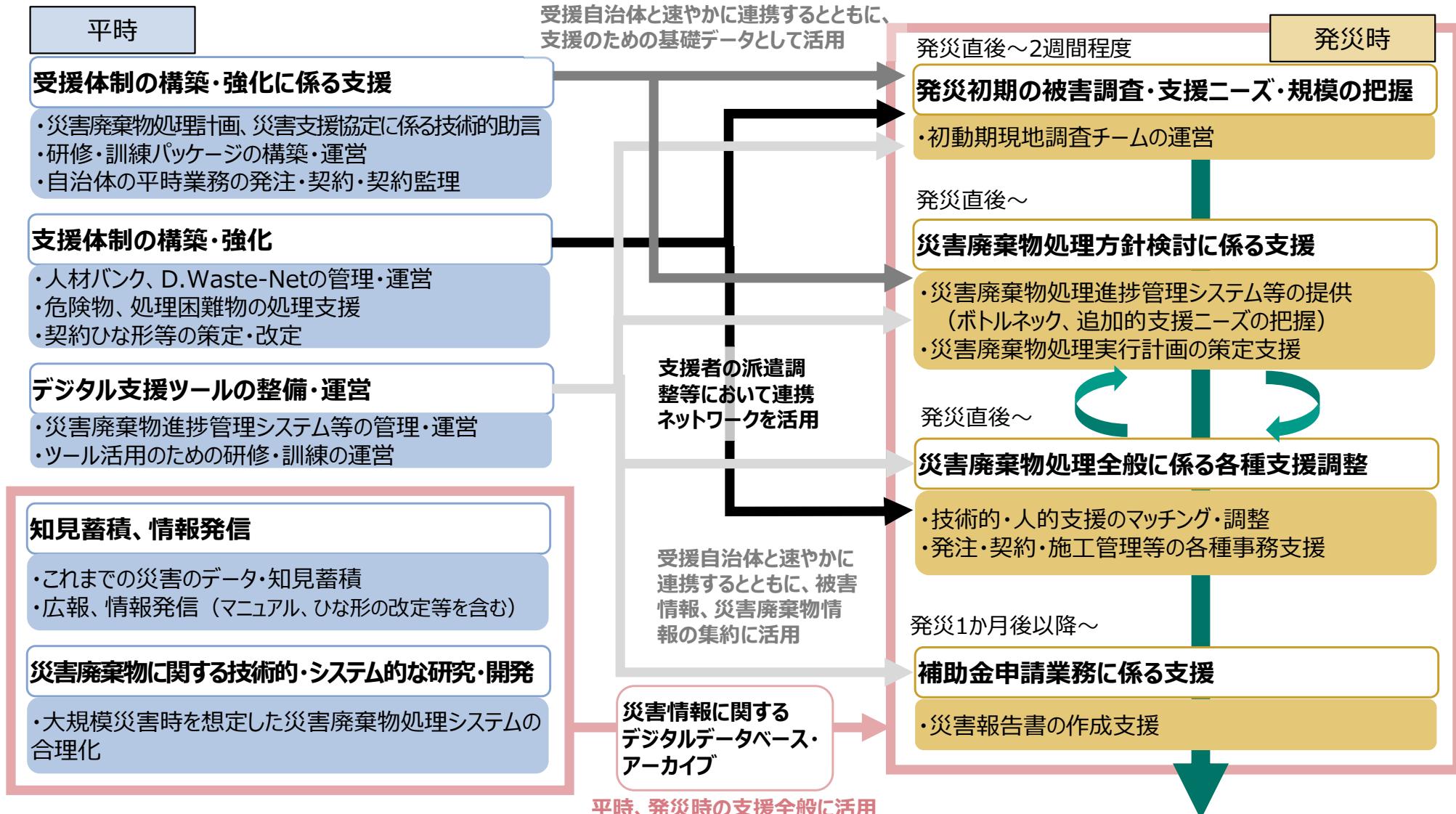
## 2. 支援内容の具体化

### ② 支援内容

---

## 平時・発災時の支援の内容

- 専門支援機能・機関は、平時には自治体や民間事業者等の関係団体との連携ネットワークの構築・強化と支援に必要な基礎情報の整理を行うことで、発災時の迅速な支援を実現する。
- また、これら平時の支援は、発災時の支援と複雑に関連するところ、各支援内容をそれぞれ別の機関で担うのではなく、二つの機関で担う体制を構築することが望ましい。



# 平時に行う研究・開発分野

- 大規模災害（首都直下地震、南海トラフ巨大地震等）では、数億トンレベルの災害廃棄物の発生が見込まれ、従来の災害廃棄物処理技術・システムでは処理に多大な時間を要し、復興の妨げとなる可能性がある。  
大規模災害時に想定される状況：東日本大震災の数倍の災害廃棄物量、広域な被災範囲、都市部での被災（高層ビル・マンション、密集地帯、仮置場設置困難・集積所でのごみ放置等）、化学物質を含む災害廃棄物の発生 等
- 専門支援機能・機関は、既存の研究・開発機関や民間事業者、関係省庁等と連携しながら、平時に災害廃棄物に関する技術的・システム的な研究・開発を行い、処理困難な廃棄物等への対応、情報通信技術等を用いた効率的な対応策の開発などを行う。

## 想定される研究・開発テーマ

### ✓ 発災時の廃棄物処理、支援体制構築に向けたシステムの事前検討

大規模災害時の災害廃棄物処理においては、平時に求める適正処理レベルを担保することは実質不可能であり、生活環境保全・公衆衛生確保を前提とした上で、災害廃棄物処理システムの合理化や、効率的な支援に向けた体制整備が求められる。発災時に迅速に対応できるよう、平時から合理化できる根拠となる環境影響評価や、AIを活用した関連情報アーカイブシステムの整備、教育・訓練手法の開発による災害廃棄物対応力向上を図る必要がある。

想定されるテーマ：通常とは異なる処理方法（例：東日本大震災時に実施した冷凍水産物の海洋投入、石綿処理方法、再生利用時の品質基準）、災害廃棄物発生量・組成推計システム、収集・運搬計画支援システム、教育・訓練手法 等

### ✓ 処理困難な廃棄物等への対応

大規模災害時には、危険物・適正処理困難物の発生量も相対的に増加することが予想され、平時の処理技術・システムでは対応困難となる事象が発生する可能性があり、実効性のある災害時の処理方法の確立が必要である。

想定されるテーマ：石綿、有害物質（農薬、バッテリー等）、爆発・火災等の危険性があるもの（油類、ガス類等）の処理方法、損壊した大規模建物等の解体・処理方法 等

### ✓ 情報通信技術等を用いた効率的な対応策の開発

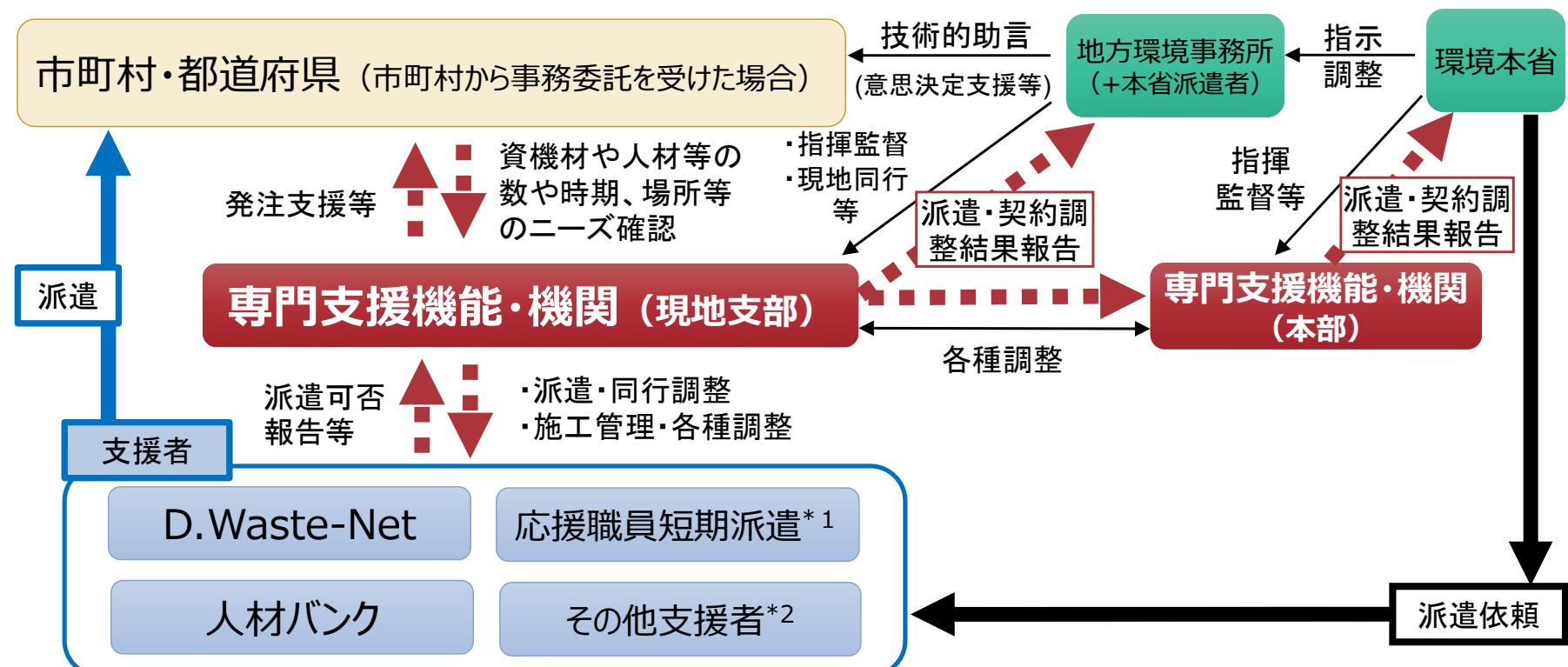
GIS情報を活用した仮置場候補地の検討に係る計画作成支援システムや合理的な災害廃棄物収集・運搬計画のシミュレーションシステム、ドローン・ロボットを活用した仮置場管理、衛星写真等を活用した災害時の廃棄物量推計の精緻化等、情報通信技術等により災害時に限られたリソースを最大限活用するための効率的な対応策の開発が求められる。

想定されるテーマ：大量の災害廃棄物を保管・処理するための仮置場の効率的な運用、災害発生直後のアクセスが難しいエリアにおける災害廃棄物発生量の推計 等

## 専門支援機能・機関の発災時の支援体制

- 被害規模や被災自治体の体制等を踏まえ、市町村又は市町村から事務委託を受ける都道府県に対し、専門支援機能・機関を現地派遣。
- 災害廃棄物処理進捗管理システム等の提供により、被害情報・災害廃棄物処理情報の集約や当該データを用いた災害廃棄物処理方針の検討を支援。
- 被害情報や被災自治体のニーズを踏まえ、各種支援者の派遣・同行調整を行い、支援者を現地派遣。支援者による継続的な支援が必要となる場合には、被災自治体の発注業務支援、施工管理・各種調整に係る被災自治体の補助・代行を行う。

※第1回災害廃棄物対策推進検討会資料より抜粋の上、一部加筆・修正



\*1 地域ブロック協議会が策定する大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画に基づく他自治体職員の派遣

\*2 損壊家屋の解体手続きに係る士業（司法書士、行政書士、土地家屋調査士）等

## 各種支援制度との関係

- 災害廃棄物処理における支援制度（環境省職員派遣を除く）は以下のとおり。専門支援機能・機関は、特に赤枠内、当省所管制度に関する調整全般・発注支援等及び被災自治体が締結する災害支援協定に基づく支援に関する発注支援等を担う。
- これまでには、被災自治体（市町村・都道府県）が独自で行う支援調整の状況が分からず、被災自治体の受援状況の全体像を把握することが難しかったが、現地に派遣される専門支援機能・機関が受援状況を把握することで、被災地域におけるリソース分配の最適化により、効率的な支援を行う。

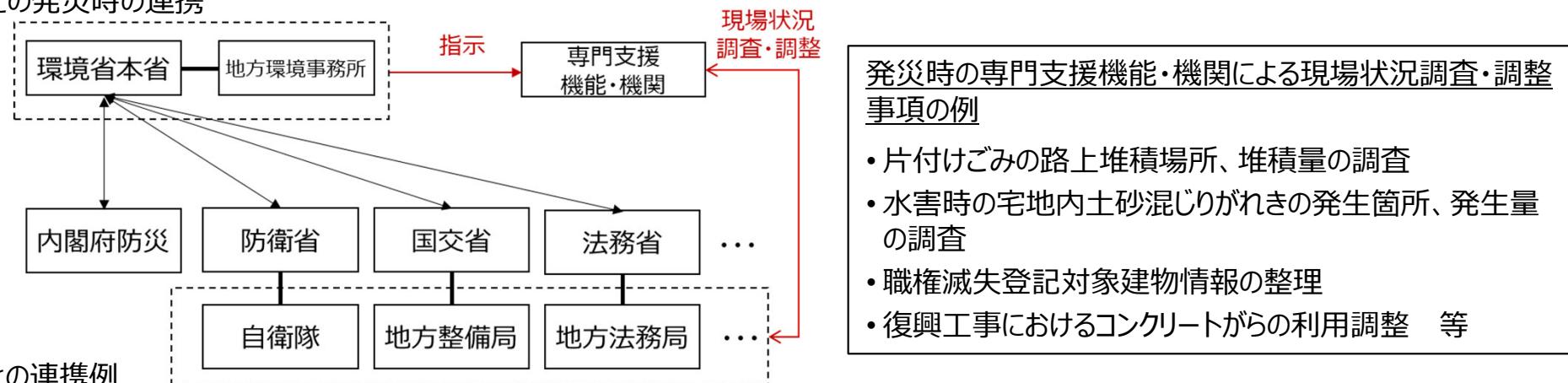
	自治体による支援		有識者・民間事業者等による支援
	短期職員派遣	中長期職員派遣	
環境省所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援職員短期派遣</b> (マンパワー支援)</li> <li>・<b>人材バンク</b> (災害廃棄物処理経験者による支援)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>D.Waste-Net</b> 等</li> </ul>
総務省所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応急対策職員派遣制度</b> (災害マネジメントの支援、避難所運営・罹災証明書発行・住家被害認定調査等のマンパワー支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>中長期職員派遣制度</b> (一般職員・技術職員)</li> <li>・<b>復旧・復興支援 技術職員派遣制度</b> (都道府県等が技術職員を確保し、平時に市町村を支援するとともに、災害時には中長期派遣される)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(専門支援機能・機関により実施)</li> <li>・初動期現地調査チーム派遣調整</li> <li>・自治体職員派遣調整</li> <li>・発注支援・施工監理や進捗管理等</li> </ul> <p>発注支援・施工監理や進捗管理等</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体において締結している<b>災害支援協定</b>に基づく支援 (災害包括型・災害廃棄物特化型)</li> <li>・<b>都道府県による職員派遣</b></li> <li>・<b>全国知事会、全国市長会、指定都市市長会等の各種枠組み</b>における支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体において締結している<b>災害支援協定</b>に基づく支援 (災害包括型・災害廃棄物特化型)</li> </ul>

※赤枠外の支援制度については、被災自治体（市町村・都道府県）により調整等が行われるが、専門支援機能・機関においても、環境省と連携し、関係省庁等との調整等により、被災自治体の支援ニーズの充足に向けて支援。

## 他省庁との連携

- 平時・発災時の他省庁との連携については、従来通り、環境省を中心に実施。
- 専門支援機能・機関は、平時には、研究・開発や災害廃棄物処理計画策定支援（仮置場候補地選定等）、空き家対策等の平時対策の取組等において、関係省庁と連携して対応する。
- 専門支援機能・機関は、発災時には、環境省指示の下、特に現場情報の収集や各省庁の出先機関等との現場レベルでの調整等により、環境省を支援する。

### ○他省庁との発災時の連携



### ○他省庁との連携例

関係省庁	連携内容
内閣府(防災担当)	・緊急災害対策本部・現地対策本部における情報共有、課題への対応
防衛省	・発災時の速やかな災害廃棄物撤去（例：H28熊本地震、H30年7月豪雨、令和2年7月豪雨等） ・「災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアル」（令和2年8月）を策定
国交省・農水省	・国交省・農水省と連携し、がれき・土砂一括撤去スキーム※を構築（例：H30年7月豪雨、令和6年能登半島地震等） ※宅地や農地ごとに個別に対応していた土砂混じりがれきの撤去について、国交省・環境省・農水省が連携し、市町村が一括撤去できるスキーム
法務省	・公費解体に際し、建物性が失われている場合の滅失登記や所有者等の所在が判明しない場合の民法の所有者不明建物管理制度の活用について、公費解体・撤去マニュアルにて周知 ・倒壊家屋等について、法務局による職権滅失登記を実施し、面的な解体・撤去を推進（例：能登地震 輪島朝市等）

---

### 3. 具備要件を満たす 機関・組織についての考察

---

## 具備要件を満たす機関・組織について

- 第2回検討会において専門支援機能を担う候補として示された以下の機関・組織等を比較した。
- これまでの事業・支援実績、具備要件との合致性を踏まえると、**JESCOが最も合致するのではないか。**
- 引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。

	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)	独立行政法人環境再生保全機構 (ERCA)	国立研究開発法人国立環境研究所 (NIES)
性質	事業会社（全額政府出資の特殊会社）	環境政策執行機関	環境研究機関
業務内容	PCB廃棄物の処理、福島県内の除染に伴い発生した土壤等の中間貯蔵事業	公害等の補償・予防、環境保全活動、研究への支援等に係る資金管理・補助金交付、環境啓発活動	気候変動・大気・水質・生態系・廃棄物などの環境研究
組織形態	JESCOは株式会社であるが、 <u>国からの100%出資機関</u> であり、 <u>国と一体となって事業を行うことができる</u> 。	独立行政法人は、 <u>中央省庁から独立した法人組織</u> である。	国立研究開発法人は独立行政法人の一つの形態であり、 <u>中央省庁から独立した法人組織</u> である。
・特徴 ・これまでの災害廃棄物対応実績	・危険物、有害廃棄物の処理実績が十分で、行政機関の発注・契約事務支援、工事監督支援実績が豊富。 ・令和2年7月豪雨以降、仮置場の現地確認等による助言や広域処理調整、公費解体に係る情報収集等の支援を実施。	・資金管理等の事務処理遂行や住民啓発に長けている。 ・令和2年7月豪雨以降、環境省本省にて災害廃棄物関連情報の収集支援を実施。	・災害廃棄物に係る各種研究やツール開発を実施。 ・災害廃棄物対策に関する情報を一元的に発信する「災害廃棄物プラットフォーム」を運営。 ・DWNの一員として、仮置場の現地確認による専門的な知見からの助言等を実施。
具備要件との合致性	・廃棄物関連団体等と連携した対応が求められるが、既存事業の遂行において <u>関係者との連携体制が既に構築されており、ネットワーク基盤がある</u> 。	・廃棄物処理事業の遂行や現場支援の実績がなく、 <u>事務処理支援が主となる</u> 。	・廃棄物処理事業の遂行や行政機関の発注・契約実績がなく、 <u>研究・開発が主となる</u> 。 ・平時の研究・開発事業の実施については親和性あり。

# まとめ

## ■ 専門支援機能・機関が行う支援体系、支援内容の具体化

- 複数の都道府県が同時に被災した時の動き方を含めた支援イメージの検討、他の支援スキームとの棲み分け、他省庁の制度との棲み分け等について確認した。
- また、平時の業務と発災時の支援がどうリンクするのか、トピックごとに整理した。発災時の支援と複雑に関連するところ、各支援内容をそれぞれ別の機関で担うのではなく、一つの機関で担う体制を構築することが望ましい。
- 平時に行う研究・開発分野については、現時点で想定される具体的なテーマを検討し、平時に災害廃棄物に関する技術的・システム的な研究・開発を行い、処理困難な廃棄物等への対応、情報通信技術等を用いた効率的な対応策の開発などを行っていく。

## ■ 具備要件を満たす機関・組織についての考察

- これまでの事業・支援実績、国と一体となって事業の実施が可能であることや関係者との連携ネットワーク基盤を有するといった具備要件との合致性を踏まえると、JESCOが最も合致するのではないか。引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。